

# デジタルス利用約款

2024年4月10日 版

## デジタルス利用約款

### 目次

第1条	(本約款の目的)	4
第2条	(申込の方法)	4
第3条	(本契約の成立要件)	4
第4条	(承諾を行わない場合)	5
第5条	(本契約の成立時期)	5
第6条	(本サービスの内容)	5
第7条	(本サービスの契約形態)	5
第8条	(保証等)	6
第9条	(本サービスの提供期間)	6
第10条	(本サービスの利用料金等)	6
第11条	(契約者への連絡)	7
第12条	(契約者情報変更の届出)	7
第13条	(担当責任者)	7
第14条	(協力義務等)	8
第15条	(再委託)	8
第16条	(本サービスの停止)	9
第17条	(契約の解除)	9
第18条	(解約料)	10
第19条	(遅延損害金)	10
第20条	(返金等)	10
第21条	(本サービスの廃止)	11
第22条	(契約者のデータ等の保全等)	11
第23条	(損害賠償)	11
第24条	(紛争処理)	12
第25条	(不可抗力)	12
第26条	(知的財産権等)	12
第27条	(機密保持)	13
第28条	(契約上の地位の処分の禁止等)	14
第29条	(反社会的勢力の排除)	14
第30条	(個人情報取扱い)	15
第31条	(輸出管理)	15
第32条	(存続条項)	16
第33条	(裁判管轄)	16

第 34 条	(準拠法) .....	16
第 35 条	(紛争の解決のための努力) .....	16
第 36 条	(本約款の変更) .....	16

## デジテラス利用約款

### 第1条 (本約款の目的)

1. このデジテラス利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社 No.1 デジタルソリューション（以下、「当社」といいます。）が提供するデジテラス利用として第 6 条に定める内容のサービス（以下、「本サービス」といいます。）を目的とする契約（以下、「本契約」といいます。）の内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。
2. 当社が別途提示するデジテラスサービス仕様書は本約款とともに本契約の内容を構成します。
3. 本サービスは、日本オラクル株式会社（以下、「オラクル」といいます。）が提供するサービス（以下、「オラクルクラウド」といいます。）により構成されます。本サービス契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本約款のほか、本サービスの利用に当たって、オラクルが定めるORACLE CLOUD SERVICES AGREEMENT（以下、「オラクルクラウドサービス契約」といいます。）に同意し、これを遵守するものとします。契約者は、自らの責任で、オラクルクラウドサービス契約の最新版を、当社が通知するオラクルのウェブサイトにおいて閲覧し、確認するものとします。
4. オラクルクラウドサービス契約、デジテラスサービス仕様書と本約款との間に矛盾又は抵触する規定がある場合には、優先順位の高い順にデジテラスサービス仕様書、本約款、オラクルクラウドサービス契約の順でその内容を優先するものとします。

### 第2条 (申込の方法)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本約款の内容を承諾した上で、当社が別に定める様式の注文書（以下、「本サービス注文書」といいます。）のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、当社が指定する方法によって、これを当社に提出するものとします。
2. 本サービスの申込者は、前項に基づく本サービス注文書の提出をもって、本約款の内容を確認し、同意したものとみなします。

### 第3条 (本契約の成立要件)

本契約は、次の各号に掲げるすべての事由を充足することを要件として成立するものとします。

- (1) 本サービス注文書が当社に到達すること。
- (2) 当社が本サービスの申込みに対して承諾の意思表示を行うこと。

#### 第4条 (承諾を行わない場合)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあるものとします。
  - (1) 本サービスの申込者が、本契約及びオラクルクラウドサービス契約に違背した事実がある場合、又は違背することが合理的に予想される場合。
  - (2) 本サービスの申込者が、当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合、又は過去において遅滞が生じたことがある場合。
  - (3) 本サービスの申込者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがある場合。
  - (4) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したと当社が判断した場合。
  - (5) 本サービスの提供が、技術上困難と考えられる場合。
  - (6) 本サービスの申込者が、反社会的勢力（第29条第1項第1号に定義されます。以下同じ。）である場合、又は本サービスの申込者が、反社会的勢力の構成員である場合。
  - (7) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行う上で支障がある場合又は支障の生じるおそれがあると当社が判断した場合。
2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨を本サービスの申込者に通知しません。

#### 第5条 (本契約の成立時期)

本契約は、当社が本サービスの申込みに対する承諾の意思表示を行う内容の注文請書が本サービスの申込者に到達した時点で成立するものとします。

#### 第6条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) デジテラスサービス仕様書第4章第2項（テクニカルサポートサービス）第2号（プロフェッショナルサポートサービス）及び第3号（アドバイザーサービス）に定義される業務（以下「サポート業務」といいます。）
- (2) デジテラスサービス仕様書第4章第3項（マネージドサービス）に定義される業務（以下「24時間業務」といいます。）
- (3) 前各号のほか、当社が別途指定した業務

#### 第7条 (本サービスの契約形態)

本サービスの契約形態は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約者及び当社は、サポート業務が、契約者の構築済クラウドインフラ（以下、「本システム」といいます。）において各種技術支援や障害原因の調査及び対策を

行う準委任契約であることを確認します。

- (2) 契約者及び当社は、24 時間業務が、本システムの運用と手順書に従った対応を行う準委任契約であることを確認します。

#### 第8条 (保証等)

1. 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行わないものではありません。
  - (1) オラクルクラウドサービスを含む本サービス（第4項に基づく変更後のサービスを含み、以下、「本サービス等」といいます。）の導入又は利用に起因して契約者の利用環境に不具合や障害が生じないこと。
  - (2) 本サービス等が正確かつ完全であること。
  - (3) 本サービス等が永続的に稼働すること。
  - (4) 本サービス等が契約者の特定の目的に適合し、有用であること。
  - (5) 本サービス等が契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること。
2. 当社は、理由のいかんを問わず、契約者に対し、本約款で規定されている内容及び範囲を超えて、いかなる保証も行わないものではありません。
3. 当社は、契約者の改造等に起因して本サービス等に障害が生じた場合、これによって生じた契約者又は第三者の損害について一切責任を負わないものとします。
4. 本サービスは、オラクルが提供するオラクルクラウドを利用したものであり、契約者は、オラクルクラウド（これに関連してオラクルが提供するサービスを含みます。）の内容に変更があった場合、本サービス等の内容に変更が生じることについて予め了承します。

#### 第9条 (本サービスの提供期間)

1. 本サービスの提供期間は、本契約の成立後、本サービスの提供を開始する日（以下、「課金開始日」といいます。）から契約の解約日までとします。また、課金開始日から1ヶ年を経過するまでの期間を最低利用期間とします。
2. 当社は、本契約の成立後に別途電子メール又は当社が適当と判断する方法によって課金開始日を契約者に通知するものとします。

#### 第10条 (本サービスの利用料金等)

1. 本サービスの利用料金は、本サービス注文書において定めたとおりとします。
2. 契約者は、為替レートの変動によって利用料金が変動する可能性があることを予め了承するものとします。
3. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
4. 契約者が、当社に対し利用料金を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法

令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し利用料金と合わせてこれに対する消費税相当額を支払うものとします。

5. 本サービスの提供期間中に消費税率が変更された場合は、本サービスが現実に提供された時点における消費税率を適用するものとします。ただし、「税率引上げに伴う経過措置」の適用対象となるサービスを除きます。
6. 銀行振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。
7. 前各項のほか、本サービスの利用料金の計算方法、支払方法の詳細等については、デジタルサービス仕様書において定めるものとします。

#### 第11条 （契約者への連絡）

1. 当社から契約者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、本サービス上での表示又は当社サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信、本サービス上での表示又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で契約者に到達したものとします。
2. 契約者から当社への連絡は、当社所定の宛先への書面の郵送又は当社所定のアドレス宛のメール送信にて行うものとし、当該書面又はメールが当社に受領又は受信された時点で、連絡が到達したものとみなします。当社は、上記宛先又は方法以外の問い合わせについて対応できず、契約者は予めこれを了承するものとします。

#### 第12条 （契約者情報変更の届出）

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別途に定める方式に従って、その変更の内容を速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 本条第 1 項及び本条第 2 項の規定は、相続又は合併により本約款に基づく契約者の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本約款に基づく契約者の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行うものとします。

#### 第13条 （担当責任者）

1. 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、当社が指示した場合、予め担当責任者の連絡先等を、当社が指定する手段で当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、担当責任者が交代した場合又は連絡先等に変更がある場合には、直ちに当

社に届け出るものとします。

3. 当社が本サービスを提供するにあたり契約者に連絡するときは、担当責任者に対して連絡すれば足りるものとし、契約者が、前項の通知を怠ったことにより当社からの連絡を認識せず、又は当社からの連絡が不能なことに起因して契約者（本サービス等に関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 担当責任者が日本国外に居住することにより契約者に損害が生じた場合も前項と同様とします。
5. 担当責任者が日本国外に居住することにより当社に国際電話料金等の追加費用が生じた場合には、契約者は当該費用を当社に対して支払うものとします。

#### 第14条 （協力義務等）

1. 契約者は、当社が別途要請した場合、当社が本サービス等を提供する上で必要な正確な資料及び情報を用意又は作成して当社に適時に提供する等の必要な対応を行うものとします。
2. 当社は、本サービス等を提供するために、契約者のネットワーク、サーバー、インスタンスその他の機器にアクセスし、本サービス等を提供するための必要な業務を行うことができるものとし、契約者はこれに協力するものとします。
3. 契約者は、前項の規定により当社が契約者の利用するネットワーク、サーバー、インスタンスその他の機器にアクセスする際の電力、通信回線等の使用料を負担するものとします。
4. 契約者が前各項の義務を果たさなかったことにより、当社による本サービス等の履行が遅滞し、又は不完全若しくは不能となった場合、契約者（本サービス等に関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。
5. 契約者は、本サービス等の利用に際して、当社、オラクル又は第三者の財産権、プライバシー権、肖像権を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為を行わないものとします。

#### 第15条 （再委託）

1. 当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を再委託先に委託することができるものとします。
2. 前項の定めにより、再委託先に業務を委託する場合には、当社は当該再委託先に本契約によって当社に課された義務と同等の義務を課すものとし、当該業務に関する再委

託先の行為について責任を負うものとします。

#### 第16条 (本サービスの停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断するときには、本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - (1) 本サービス等に関連する電気通信設備等の保守、工事、障害等やむを得ない事由があるとき。
  - (2) 当社又はオラクルが本サービス等に係るシステムの緊急保守を行うとき。
  - (3) 本サービスの利用料金の支払日までに、契約者が本サービスの利用料金を支払わないとき。
  - (4) 契約者が本契約又はオラクルクラウド契約（本サービス等に関連して契約者がオラクルとの間で締結した契約を含みます。）に定める条項のいずれかに違反したとき。
  - (5) 契約者が法令に違反し若しくは違反するおそれのある態様又は公序良俗に反する若しくは反するおそれのある態様において本サービスを利用したとき。
  - (6) 裁判所、監督官庁その他の政府機関による正当な手続を経た通信の停止命令が出されたとき。
  - (7) 前各号のほか、契約者が、本サービス等に関する当社の業務の遂行若しくはオラクルクラウドの電気通信設備等に著しい支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを停止しようとするときは、予めその理由及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、当社が本条第 1 項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者（本サービス等に関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
4. 本条第 1 項の各号に該当するため当社が本サービスの提供を停止する場合及び契約者が本契約に基づく義務の履行を怠り、当社が本サービスを提供することができない場合でも、契約者は本契約に基づく当社に対する金銭の支払い義務は免れないものとします。

#### 第17条 (契約の解除)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき。
  - (2) 手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止

- 処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
- (3) 破産手続の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又はこれらの手続の開始決定があったとき。
  - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分又は競売手続の開始があったとき。
  - (5) 営業を停止し若しくは廃止し、又は営業譲渡、解散、合併の決議をしたとき。
  - (6) 第三者に企業買収されたとき又は主要株主に変動があったとき。
  - (7) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 前項のほか、当社は契約者が第 16 条（本サービスの停止）第 1 項第 3 号乃至第 7 号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めて催告しても是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。
  3. 前項までに定めるほか、契約者は、当社に対して書面による通知をすることによって、当該通知が当社に到達した月の翌月末日をもって本契約を解約することができるものとします。
  4. 当社が第 21 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスを廃止した場合には、当該廃止した日に本契約が解約されたものとします。
  5. 本条に基づき、本契約が終了した場合であっても、当社はすでに受領した本サービスの利用料金等を返金する義務を負わず、契約者が本サービスの利用料金等の支払い義務を免れることもありません。また、当社は、本条に基づき本契約が終了したことによって契約者に損害が発生したとしても、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### 第18条 （解約料）

第 9 条第 1 項に定める本サービスの最低利用期間中に前条第 1 項乃至第 3 項に基づき本契約が解除又は解約された場合には、契約者は、最低利用期間の残期間分の利用料金に相当する解約料（違約金）を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。

#### 第19条 （遅延損害金）

1. 契約者は、本サービスの利用料金等を当社が別途定める支払日までに支払わなかった場合には、当該本サービスの利用料金等について、年利 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の規定により計算して得た金額に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

#### 第20条 （返金等）

当社は、本サービスの利用料金等を受領した場合には、いかなる事由があってもその

返金を行わないものとします。

#### 第21条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、業務上の都合により、契約者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、事前にその旨を契約者に通知します。
2. 当社は、本サービスの廃止に関して契約者又は第三者（本サービス等に関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービス利用者、その他の契約者の関係者を含みますが、これらに限りません。）に損害が発生したとしても、一切の責任を負担しないものとします。

#### 第22条 (契約者のデータ等の保全等)

当社は、期間の満了、解除、その他事由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、契約者から提供されたデータ等一切の終了後の保全又は保管を保証しません。

#### 第23条 (損害賠償)

1. 当社は、故意又は重過失がある場合を除き、本契約に関連して契約者又は第三者（本サービス等に関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みますが、これらに限りません。以下本条において同じ。）に生じた損害について、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 当社及び契約者は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益について責任を負わないものとします。
3. 本契約の他の条項にかかわらず、当社は、次の各号に該当する損害については、一切の責任を負いません。
  - (1) 契約者が本サービス等の利用により第三者に対して与えた損害。
  - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
  - (3) 第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
4. 本契約の他の条項にかかわらず、当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により契約者又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
  - (1) 当社の責めに帰さない事由に基づき、データ等が本サービス等に関連するシステムの故障その他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏洩したこと。
  - (2) 当社の責めに帰さない事由に基づき、契約者又は第三者が本サービス等に関連するシステムに接続することができず、又は本サービス等に関連するシステムに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
  - (3) 当社の責めに帰さない事由に基づき、契約者又は第三者が本サービス等に関連する

システムに蓄積されたデータ等を転送することができず、又は転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。

5. 当社及び契約者は、自己の責に帰すべき事由によって相手方に損害を与えた場合には（当社については故意又は重過失がある場合に限り）、本契約の終了の有無にかかわらず、当該損害発生の直接の原因となった事実が発生した月の本サービスの利用料金の1か月分を上限として、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
6. 当社は、本サービスのうち24時間業務を提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をせず、又はできなかったときは、24時間業務が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、これによって生じた契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、前項の金額を適用するものとします。
7. 前項本文の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間に達した部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金（当該月の実日数に応じた日割計算とします。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
8. 本条の規定は、債務不履行、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償に適用されるものとし、当社及び契約者は、相手方に対して損害その他の負担につき、本条に基づく損害賠償以外の賠償、補償、その他の請求又は主張等を行うことはできないものとします。

#### 第24条（紛争処理）

契約者が、本契約に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとします。

#### 第25条（不可抗力）

当社及び契約者は、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、本契約上の債務の不履行又は相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

#### 第26条（知的財産権等）

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切のデータ、物品等（規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。以下本条において「物品等」といいます。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、ノウハウ、その他の無体財産権（出願中の権利を含みます。）等の一切の知的財産権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。
2. 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱うものとします。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製、改変、公衆送信等、翻訳、編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
  - (4) 当社又は本サービス等の提供に際してオラクルが表示した商標、著作権、その他の表示等を削除又は変更しないこと。

#### 第27条 （機密保持）

1. 「機密情報」とは、当社又は契約者が相手方から提供を受けた情報のうち、開示する際に機密である旨を開示して開示した情報をいうものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に該当しないものとします。なお、機密情報を開示する当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」とします。
  - (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報
  - (2) 受領者が、当該情報の受領時に既知であった情報
  - (3) 受領者が、開示者による開示とは無関係に開発した情報
  - (4) 受領者が、正当に開示する権利を有する第三者より正当に入手した情報
2. 受領者は、以下の各号に基づいて機密情報を機密として保持するものとします。
  - (1) 機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏洩してはならないものとします。
  - (2) 受領者は、本サービスの利用又は本サービスを履行する目的以外の目的で、機密情報を使用してはならないものとします。
  - (3) 受領者は、機密情報を本サービスに係る役員及び従業員（以下、「関係社員等」といいます。）以外の者に開示してはならないものとします。受領者は、関係社員等に対して、機密情報に関し機密保持義務を負う旨を明確に告示し、機密保持義務に関する誓約を受ける等の必要な措置を行い、また必要な管理監督を行うものとします。
  - (4) 受領者は、開示者の書面による事前承諾なしに、機密情報を、本契約を履行するために必要な場合を除いて、複製、複写、転写及び翻訳等をしないものとします。
  - (5) 受領者は、機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは区別して保管す

るものとしてします。

- (6) 受領者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、機密情報を第三者に開示することができます。
3. 開示者により開示された個人情報機密情報として扱うものとし、受領者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないよう最大限の努力をするものとしてします。
  4. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとしてします。
  5. 当社と契約者との間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的で締結される契約等を含みます。）に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとしてします。
  6. 本条の規定にかかわらず、当社は、自己の責任において、当社の親会社に対して、機密情報を開示することができるものとしてします。ただし、機密情報のうち、本契約の履行のために、必要かつ合理的でない情報はこの限りではありません。なお、本項に基づき機密情報を開示する場合には、当社は、本契約に基づき当社に課された機密保持義務と同等の義務を当社の親会社に課すものとし、当社の親会社の義務違反につき責任を負うものとしてします。
  7. 本条の規定は、本契約が有効に存続する期間及び当該期間終了後 3 年間はその効力を有するものとしてします。ただし、当社及び契約者は、契約終了後においては、相手方の承諾なく、機密情報（機密情報を含む媒体、複写物及び複製物を含みます。）を廃棄することができるものとしてします。

#### 第28条 （契約上の地位の処分の禁止等）

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとしてします。
2. 当社が、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとしてします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡に予め同意するものとしてします。

#### 第29条 （反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、自ら、自らの親会社、子会社、関連会社若しくは関係者が、現在、かつ、未来にわたっても次の事項を誓約するものとしてします。
  - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経

過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。

- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
  - (3) 反社会的勢力が経営に関与していないこと。
  - (4) 反社会的勢力に資金提供を行う等、その組織の維持、運営に関与していないこと。
2. 当社及び契約者は、前項の誓約に反する事実が判明した場合、相手方に対して、何らの催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
  3. 当社及び契約者が、前項に違反した場合、当社及び契約者は、相手方に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに相手方に対する全ての債務の履行するものとします。
  4. 本条第 2 項に基づき当社から本契約を解除された場合でも、契約者は、支払済みの本サービスの利用料金は返還されず、また、本契約の残期間分の本サービスの利用料金の支払義務を免れないものとします。
  5. 当社及び契約者は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできないものとします。

### 第30条 （個人情報）の取扱い

1. 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（以下、合わせて「個人情報」といいます。）を取得します。
2. 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本約款と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本約款が優先するものとします。
3. 当社は、当社が提供する役務又は販売するサービス、商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、本条第 1 項の規定により取得した情報を統計化した情報を利用する場合があります。
4. 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、本条第 1 項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
5. 当社は、契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

### 第31条 （輸出管理）

契約者は、本サービス等の全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接を問わず、次の各号に該当する取り扱いをする場合、「外国為替及び外国貿易法」の規制、米国輸出管理規制等の外国の輸

出関連法規を確認して遵守し、必要な手続をとるものとする。

- (1) 輸出するとき。
- (2) 海外へ持ち出すとき。
- (3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
- (4) 前三号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」等又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

#### 第32条 (存続条項)

理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第18条(解約料)、第23条(損害賠償)、第27条第7項(機密保持)、第28条(契約上の地位の処分の禁止等)、第29条(反社会的勢力の排除)第4項及び第5項、第31条(輸出管理)、本条(存続条項)、第33条(裁判管轄)並びに第34条(準拠法)は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

#### 第33条 (裁判管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第34条 (準拠法)

本契約の準拠法は、日本法とします。

#### 第35条 (紛争の解決のための努力)

本契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決するための努力をするものとします。

#### 第36条 (本約款の変更)

1. 当社は、以下の場合に該当すると当社が判断したとき、本約款の内容を変更することができます。
  - (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、当該変更の必要性、変更後の本約款の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社が本約款を変更する場合、当社は、効力発生日を定めた上、契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断する方法により、事前に変更後の本約款の内容及び効力発生日を相当な期間をもって周知するものとし、当該効力発生日の到来をもって、変更後の本約款が適用されるものとします。

附則

2021年 9月 20日 制定・施行

2021年 10月 21日 改訂

2023年 7月 21日 改定

2024年 4月 10日 改定